

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年二月二十八日奈良県指令建第九二一五一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月一日建第八二〇六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市壱分町三五七番六及び三五七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市壱分町六二二番地三〇

中谷隆男

一 許可番号

平成二十六年二月十四日奈良県指令建第九二一五一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月一日建第八二〇七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市西菜畠町一五一四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市西菜畠町一五一五番地四

城山昇